



### 3. 被用者保険の被扶養者の軽減

制度加入の前日に被用者保険等の被扶養者であった方は、所得割額が賦課されず、被保険者均等割額が資格取得後2年間（75歳到達により加入された方は、77歳に到達する月の前月分まで、障がい認定により加入された方は、加入して24か月に到達する月分まで）、5割軽減されます。世帯の所得が少ないことによる均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減割合の大きい方（7割）が適用されます。

なお、被用者保険等の被扶養者の軽減措置の適用終了後も、世帯の所得の少ない方は、その所得に応じた均等割額の軽減（5割・2割）が適用されます。

#### 【被用者保険等とは】

- ・各健康保険組合
- ・全国健康保険協会（協会けんぽ）
- ・共済組合 など

※市町村の国民健康保険、国民健康保険組合は、含みません。

### 4. 保険料の計算例

#### 単身者の場合

	被保険者の 公的年金収入	軽減判定 所得	軽減 割合	課税対象 所得	被保険者 均等割額	所得割額	保険料 (百円未満 切捨)
1	153万円	28万円	7割	43万円	12,990円	0円	12,900円
	168万円	43万円	7割	58万円	12,990円	12,345円	25,300円
2	196.5万円	71.5万円	5割	86.5万円	21,650円	35,800円	57,400円
3	220万円	95万円	2割	110万円	34,640円	55,141円	89,700円
4	272万円	147万円	なし	162万円	43,300円	97,937円	141,200円

#### 夫婦二世帯（共に被保険者）で夫が世帯主の場合

	被保険者の 公的年金収入	軽減判定 所得	軽減 割合	課税対象 所得	被保険者 均等割額	所得割額	保険料 (百円未満 切捨)
1	夫	153万円	7割	43万円	12,990円	0円	12,900円
	妻	80万円		0円	12,990円	0円	12,900円
	夫	168万円	7割	58万円	12,990円	12,345円	25,300円
	妻	80万円		0円	12,990円	0円	12,900円
2	夫	225万円	5割	115万円	21,650円	59,256円	80,900円
	妻	80万円		0円	21,650円	0円	21,600円
3	夫	272万円	2割	162万円	34,640円	97,937円	132,500円
	妻	80万円		0円	34,640円	0円	34,600円